

目次

Chapter 1 覚えておきたい、相続の基礎知識

PART 1	相続はいつ始まるのか ～相続の開始～	2
PART 2	相続人になるのは誰か ～相続人の範囲と順序～	4
PART 3	どれだけの財産を相続できるか ～相続分～	8
PART 4	何が相続財産となるか ～相続財産の対象～	11
PART 5	借金まで相続したくない! ～相続放棄・限定承認・単純承認～	13
PART 6	被相続人の死亡前に相続人が死亡していたら ～代襲相続～	17
PART 7	相続人として相応しくない者への対応 ～相続欠格・相続廃除～	21
PART 8	相続人に与えられる最低限の財産の割合 ～遺留分～	24
PART 9	共同相続人の1人が行方不明だったら ～不在者への対応～	28
PART 10	被相続人に愛人と子どもがいた! ～非嫡出子の相続分～	31
○×理解度チェック		34

Chapter 2 遺産分割の話し合い

PART 1	遺産分割の話し合いを始める ～遺産の分割方法～	36
PART 2	被相続人に対する貢献は加味されないのか ～寄与分～	38
PART 3	生前、住宅購入費用をもらっていたら ～特別受益～	41
PART 4	遺産分割協議書を作成する ～遺産分割協議書～	45
PART 5	遺産分割協議後に新たな財産が発覚したら ～協議後の財産の発覚～	48
○×理解度チェック		50

Chapter 3 遺言について確認しよう

PART 1	遺言の基礎知識 ～遺言の種類～	52
PART 2	複数の遺言書が発見されたら ～新旧遺言書の効果～	57
PART 3	遺贈って何?	60
PART 4	公正証書遺言って何?	63
PART 5	「相続させる」と書かれた遺言の意味	66
PART 6	遺言執行者って何をやる人?	69
PART 7	遺言書をめぐるトラブル事例	72
○×理解度チェック		80

Chapter 4 相続にかかわる税務の基礎知識

PART 1	相続税ってどんな税金？ ～基礎控除～	82
PART 2	養子縁組をたくさんすれば節税になる？! ～民法上と税法上の養子の数の違い～	86
PART 3	相続財産のうち、預貯金の取扱いはどうなるんだろう？	89
PART 4	被相続人が借金をしていた場合の対応 ～債務控除・葬式費用の範囲～	91
PART 5	生命保険金は相続財産になるの？	93
PART 6	農地の相続税納税猶予の特例って何？	95
PART 7	相続税は分割で納めることができるの？	97
PART 8	相続税を納める金銭がない場合はどうするの？	99
PART 9	贈与税ってどんな税金？	101
PART 10	相続時精算課税制度って何？	105
PART 11	小規模宅地等の軽減措置	108
○×理解度チェック		110

執筆者一覧（五十音順・敬称略）

秋葉武士（鹿児島県信用農業協同組合連合会）
北島一治（石川県信用農業協同組合連合会）
古笛恵子（コブエ法律事務所 弁護士）
清田幸弘（ランドマーク税理士法人 代表税理士）
平松 哲（元静岡県信用農業協同組合連合会）
高橋恒夫（経済法令研究会）

凡例

最判：最高裁判決
東京高決：東京高裁決定
参照条文のうち、法律名称の記載のないものは民法とする。

PART 1 相続はいつ始まるのか

～相続の開始～

Question

太郎さんは、昨年、風邪をこじらせてから体調を崩しがちで、病院に通うことが多くなっていましたが、今年になってさらに体調が悪化してしまい、残念なことに1か月ほど前にお亡くなりになってしまいました。

太郎さんはJA組合員ですので、私どもにも、太郎さんの相続についての問い合わせがあるかと思いますが、相続はどのように開始されるのでしょうか。

Answer

太郎さんが死亡したことから、当然に、太郎さんを被相続人として、太郎さんの財産について相続が開始されます。

解説

1 相続の開始

(1) 相続

相続とは、人の死亡により、その人の財産上の法律関係を当然に、かつ、包括的に一定の者に承継させる制度です。言い換えれば、死亡した人の財産を、生きている誰に帰属させるかというルールを定めるための制度です。

死亡してその財産上の法律関係が承継される人を「**被相続人**」、承継する人を「**相続人**」といいます。また、相続人に承継される被相続人の包括的な財産を「**相続財産**」といいます。

相続については、民法で、第5編「相続」として、882条以下に規定されています。

(2) 相続開始の原因

相続はどのような原因で開始するのでしょうか。

かつては、家制度を前提とした戸主の地位を承継する家督相続という制度がありました。家督相続では、必ずしも戸主の死亡だけではなく、隠居などによっても相続が開始されました。

しかし、現在では**相続開始の原因は、被相続人の死亡のみに限られています**（882条）。

死亡といっても、自然科学的な死亡だけでなく、失踪宣告（31条）や認定死亡（戸籍法89条）による死亡、いわば法的に死亡したとみなされる場合も含まれます。

(3) 相続開始の時期

相続は、被相続人が死亡した時に開始されます。

つまり相続は、葬儀や埋葬はもちろんのこと、死亡届の提出の有無とは関係なく、被相続人の死亡によって当然に開始されます。

ただし、失踪宣告については、普通失踪（30条1項）の場合は失踪期間が満了した時（31条前段）、特別失踪（30条2項）の場合は危難が去った時（31条後段）に死亡したものとみなされるので、その時に相続も開始されます。

(4) 相続開始の場所

相続は、被相続人の住所において開始されます（883条）。

相続開始の場所は、相続事件の裁判の管轄を定めるものですが、民事訴訟法5条14号・15号に詳しい規定がありますので、民法883条の意義は乏しく、実際の争いの際には、民事訴訟法の規定によることになります。また、審判については、家事審判規則99条に規定されています。

(5) 相続財産に関する費用

相続財産に関する租税公課や管理費用などの費用は、その相続財産のなかから支出されます。ただし、相続人の過失で費用を支払うことになった場合には、この限りではありません（885条1項）。

PART 2

相続人になるのは誰か

～相続人の範囲と順序～

Question

太郎さんが亡くなったことから、太郎さんの財産について相続が開始されました。太郎さんの親族は、妻の花子さん、長男の春夫さん、二男の夏夫さん、長女の秋子さん、春夫さんの妻の松子さん、春夫さんと松子さんとの間の長女で、太郎さんの孫にあたる竹子さんがいます。さらに太郎さんの弟の次郎さんとその家族がいます。

長男の春夫さんとしては、市谷家の跡継ぎとして、みんなで相談しながら太郎さんの相続の処理を進めていこうと考えています。

太郎さんの財産は、誰がどれだけ相続することができるのでしょうか。

Answer

本事例における相続人は、太郎さんの妻である花子さん、子である長男の春夫さん、二男の夏夫さん、長女の秋子さんの4人です。

解説

1 相続人の範囲

民法は、相続人になれる者として、①生物学的に血筋が繋がっている者である^{けっぞく}血族と、②配偶者と定めています。

そして、血族相続人については、相続人になれる順序も定めており、後順位の相続人は先順位の相続人が存在しない場合に相続人となります。

(1) 血族相続人

① 血族

血族相続人は、第1順位として「子」(887条1項)またはその代襲相続人^{だいしゅうそうぞくにん}(887条2項・3項)、第2順位として「直系尊属」^{ちよつけいそんぞく}(889条1項1号)、第3順位として「兄弟姉妹」(889条1項2号)またはその代襲相続人(889条2項)です(代襲相続については「PART 6」を参照)。

② 子

第1順位の「子」には、実の子ども(実子)はもちろんですが、養子縁組により法的に親子関係が生じた子(養子)も含まれます。

また、法律上の婚姻関係にある夫婦の子どもを「嫡出子」^{ちやくしゅつし}、法律上の婚姻関係にない男女から生まれた子どもを「非嫡出子」^{ひちやくしゅつし}といますが、どちらも「子」に含まれます。

さらに、**相続の当時にまだ胎児であった子も「子」に含まれます**。人は「出生に始まり、死亡に終わる」といわれます。民事法の世界では、「人とは、権利能力を備えている者で、権利義務の帰属主体となりうる」と説明されます。この解釈に従えば、「胎児」は権利能力を備えていないので、人であるとはいえず、相続人にはなれないことになります。

しかし、胎児が相続人にならないとすると、親の死亡後に生まれた胎児は、すでに生まれている子(胎児の兄・姉)よりも不利益となり、不公平が生じてしまいます。そこで、相続が開始した時に胎児がいる場合には、その胎児はすでに生まれたものとみなすこととしています(886条1項)。ただし、胎児が流産または死産となってしまった場合には、この規定は適用されません(886条2項)。

③ 直系尊属

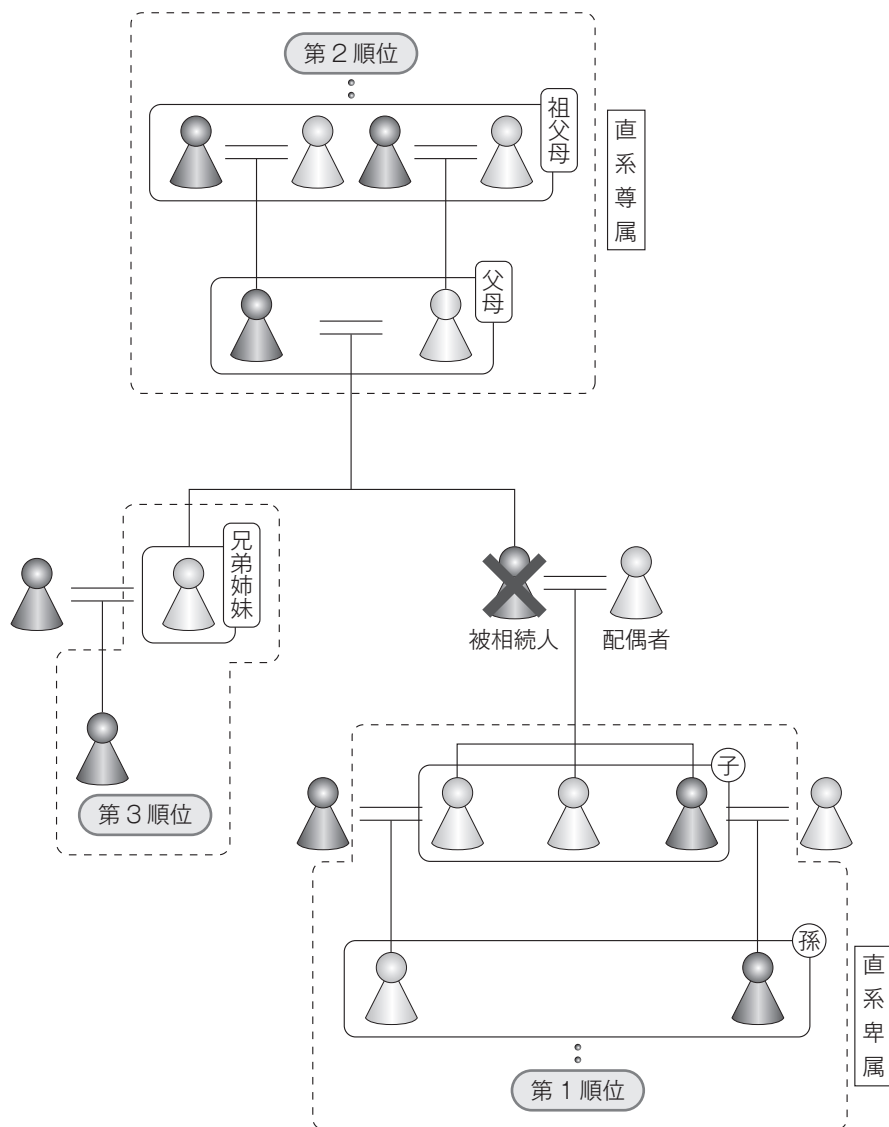
「直系尊属」の「直系」とは、親と子、祖父母と孫のように、上下に直線的に連なる世代のことをいい、「尊属」とは、上の世代をいいます。自分から見た父母、祖父母、曾祖父母が尊属です。反対に、下の世代は「卑属」^{ひぞく}といいます。子、孫、曾孫は卑属です。なお、親等^{しんとう}(親族関係を示す等級)の異なった者の間では、本人との親族関係が近い者が先に相続人となります(889条1項1号)。

第2順位である「直系尊属」は、被相続人に子またはその代襲相続人が誰1人としていない場合に、相続人になれます。

④ 兄弟姉妹

第3順位の「兄弟姉妹」は、被相続人に第1順位、第2順位の直系の血族がない場合に相続人となります。

【相続人の範囲と順位】



つまり、本事例においては、太郎に3人の子や両親がいない場合に、次郎が太郎の妻の花子とともに相続人になります。

なお、兄弟姉妹のように、共同の始祖から分かれた関係にある者を「傍系^{ぼうけい}」といいます。

兄弟姉妹においても、それらの子には代襲相続が認められています（889条2項・887条2項）。ただし、直系卑属に認められる再代襲相続は、兄弟姉妹には認められず、

その子（おい・めい）までの一代限りとなります（889条2項は、887条3項を準用していません）。代襲相続については「PART 6」で詳述）。

（2）配偶者

被相続人の配偶者は、常に相続人となります（890条）。血族相続人がいる場合でも、常に同順位の相続人となり、いなければ単独で相続人となります。いわば、夫婦は一心同体ですから、第1、第2、第3といった順位など関係ない、順位0ということでしょうか。

ただし、配偶者といえるためには、法律上の婚姻関係にあることが必要であり、婚姻届が提出されていない内縁の夫・妻は、相続人である配偶者と認められていません。

PART 3 どれだけの財産を相続できるか

～相続分～

Question

春夫さんたちは、相続人となる範囲と順序を把握することができました。それでは、それぞれ具体的に、太郎さんの財産をどれだけ相続することができるのでしょうか。

Answer

妻である花子さんの相続分は相続財産の2分の1となります。残り2分の1を、春夫さん、夏夫さん、秋子さんの3人の子で平等に相続するので、春夫さん、夏夫さん、秋子さんの相続分は各自6分の1 ($1/2 \times 1/3 = 1/6$) になります。

解説

1 相続分

相続人が複数人いる場合、その相続人を「**共同相続人**」といいます。また、共同相続人が相続財産に対して持っている権利義務の割合のことを「**相続分**」といいます。相続分には、被相続人の意思により定められた「**指定相続分**」と法律により定められた「**法定相続分**」があります。

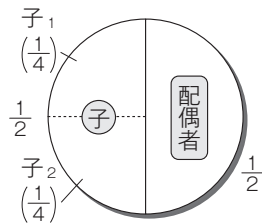
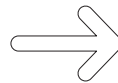
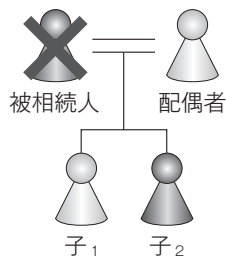
(1) 指定相続分

被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を定め、または相続分を定めることを遺言で共同相続人以外の第三者に委託することができます(902条1項本文)。ただし、

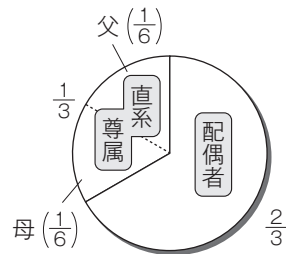
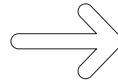
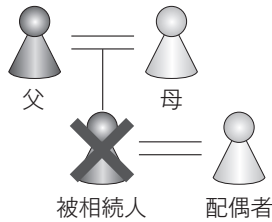
【相続人と法定相続分】

相続人	法定相続分
子と配偶者	各2分の1
配偶者と直系尊属	配偶者：3分の2 直系尊属：3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：4分の3 兄弟姉妹：4分の1
子，直系尊属，兄弟姉妹が複数人いるとき	各自の相続分は均等。 非嫡出子の相続分は，嫡出子の2分の1。 父母の一方だけを同じくする兄弟姉妹（半血の兄弟姉妹）の相続分は，父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血の兄弟姉妹）の2分の1。
代襲相続人	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ相続分。 ただし，代襲者が複数人いる場合は，上記の一般原則に従う。

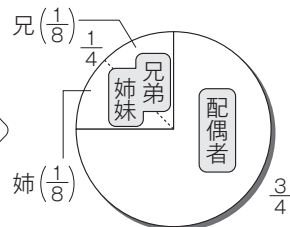
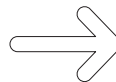
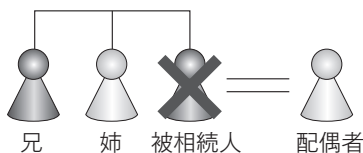
子と配偶者が相続人



配偶者と直系尊属が相続人



配偶者と兄弟姉妹が相続人



^{いりゅうぶん}**遺留分**の規定に反することはできず、遺留分を侵害された相続人は、^{いりゅうぶんげんさいせいきゅう}**遺留分減殺請求**^{けん}**権**を行使することができます（902条1項但書。遺留分については「PART 8」で詳述）。

また、共同相続人の一部の者だけに相続分が指定された場合には、その他の相続人の相続分は、法定相続分の規定により定められます（902条2項）。

（2）法定相続分

被相続人または遺言執行者などの第三者により相続分の指定がない場合は、共同相続人の相続分は、民法 900 条の法定相続分の規定に従うことになります。

個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

JAの相続手続き実務コース TEXT 1

発行人 金子 幸 司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814
受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／石川 真佐光 印刷／あづま堂印刷(株)

“経済法令研究会グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆